

# 鏡野町国民健康保険病院設計業務委託 公募型設計プロポーザル実施に係る手続き開始の公告

鏡野町国民健康保険病院建設事業に行うにあたり、公募型プロポーザルにより設計業務を実施する事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年5月1日  
鏡野町長 山崎 親男

## 1 業務概要

- (1)業務名 鏡野町国民健康保険病院建設事業 設計業務
- (2)業務内容 鏡野町国民健康保険病院建設事業 基本設計・実施設計業務  
共通仕様書、特記仕様書のとおり
- (3)発注者 鏡野町
- (4)履行期間 契約日の翌日から令和7年11月30日まで
- (5)委託金額 鏡野町が予め定める予定金額を上限とする。
- (6)整備手法 設計段階から施工業者が技術協力で参画するE C I方式

## 2 参加者の条件

本プロポーザルの参加条件は、次のとおりとする。

- ①単体企業であること。
- ②平成20年4月以降、内科系及び外科系の診療科を有する病床数50床以上の免震構造の病院の新築・改築の設計実績があること。
- ③管理技術者及び各担当主任技術者は、内科系及び外科系の診療科を有する50床以上の病院の新築・改築の設計実績があること。

## 3 参加者の資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次のとおりとする。

- ①本手続への参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、鏡野町長の指名停止の措置を受けていない者であること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て又は破産手続

中でないこと。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て者又更生手続中の者でないこと。

⑥民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て者又は再生手続中でないこと。

⑦個人情報の取扱いについて、「個人情報保護法」「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」、「鏡野町個人情報保護条例」を遵守することができること。

⑧鏡野町暴力団排除条例（平成23年鏡野町条例第16条）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が団体の運営に関与していないこと。

⑨次に該当しない者。

(ア) 鏡野町国民健康保険病院設計プロポーザル審査委員会の委員

(イ) (ア)に掲げる者が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

(ウ) 鏡野町職員

#### 4 手続等

##### (1)事務局

鏡野町総合政策室

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

電話：0868-54-2983

FAX：0868-54-2988

E-mail：[seibi-hp@town.kagamino.lg.jp](mailto:seibi-hp@town.kagamino.lg.jp)

##### (2)プロポーザルに係る関係資料の交付

###### ①資料名

(ア) 鏡野町国民健康保険病院 新病院基本構想・基本計画

(イ) 鏡野町国民健康保険病院 公募型設計プロポーザル実施要領

(ウ) 鏡野町国民健康保険病院 公募型設計プロポーザル参加表明書作成要領

(エ) 鏡野町国民健康保険病院 公募型設計プロポーザル参加表明書様式集

(オ) 鏡野町国民健康保険病院 現病院配置図・平面図

(カ) 共通仕様書

(キ) 特記仕様書

上記資料は、鏡野町のホームページから入手すること。

URL：<http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=338020>

(ク) 敷地測量図 交付を希望する者は、電子メールにより事務局へ請求すること。

E-mail：[seibi-hp@town.kagamino.lg.jp](mailto:seibi-hp@town.kagamino.lg.jp)

## ②交付期間

令和5年5月1日(月)から令和5年5月26日(金)まで

## (3)参加表明書の提出

①提出期限 令和5年5月26日(金)16時30分

②提出場所 上記4の(1)と同じ。

③提出方法 持参又は送付

(書留等発送の事実を証明することができる方法。提出期限日必着のこと。)

## (4)技術提案書提出要請者の決定及び通知(第一次審査)

①町長は、参加資格を認めた者のうちから、鏡野町国民健康保険病院設計プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の選考を経て技術提案書の提出を要請する者を選定する。

②町長は、①の選定を受けた者に対し、技術提案書の提出を書面により通知するものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知するものとする。

③技術提案書のテーマ及び技術提案書作成要領など必要な事項については、今後の審査委員会で決定した後に提出者に通知する。

## (5)技術提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和5年7月7日(金)16時30分

②提出場所 上記4の(1)と同じ。

③提出方法 持参又は送付

(書留等発送の事実を証明することができる方法。提出期限日必着のこと。)

## 5 技術提案書の特定(第二次審査)

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し最優秀者及び優秀者各1名を特定する。ヒアリング実施の詳細は、別途通知するものとする。

## 6 審査

### (1)第一次審査結果の公表

令和5年6月上旬頃の予定

### (2)第二次審査結果の公表

令和5年7月下旬頃の予定

## 7 随意契約に係る見積書の徴取等

(1)町長は、審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の設計委託業務の見積書の徴取の相手方とする。

ただし、最優秀者に事故等があり、設計委託料業務見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を設計委託料見積書の徴取の相手方とする。

(2)設計業務委託料の額は、予算の範囲内で決定する。

(3)審査委員会で特定された最優秀者に、当該業務に係る設計業務委託契約の優先交渉権が与えられる。

なお、契約の交渉が成立しない場合は、優秀者と契約の交渉を行うものとする。

## 8 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨:日本語及び日本円とする。

(2)契約書作成の可否:プロポーザル特定後、業務委託契約時に作成する。

(3)詳細はプロポーザル実施要領による。